

法令改正などから取り上げてご案内します。

配偶者控除および配偶者特別控除の変更(平成30年分以降)

源泉所得税の改正で、配偶者(特別)控除の見直しがありました。これに伴い、平成30年分より、配偶者(特別)控除の控除額と、毎月の給与等の源泉徴収の仕方が変更になります。

控除額が改正され、扶養親族の数の算定方法が変わります

- 従業員の所得金額が1,000万円(収入金額1,220万円)を超える場合、配偶者(特別)控除の適用を受けることができません。
- 配偶者(特別)控除額の適用条件に、従業員の所得金額(上限額設定)が追加され、
 - ・ 配偶者(特別)控除額38万円が適用される配偶者の所得金額は、85万円(収入金額150万円)以下になります。(下図 **源泉控除対象配偶者**)
 - ・ 配偶者(特別)控除が適用される配偶者の所得金額は、123万円(収入金額2,015,999円)以下になります。(下図 **控除対象配偶者** と **配偶者特別控除の対象者**)
- 平成30年1月払いの給与より、毎月の源泉徴収での「配偶者に係る扶養親族等の数」の算出方法が変わります。(下図 **源泉控除対象配偶者** と **同一生計配偶者**)

【扶養親族等の数】 源泉徴収税額を求める際に、 扶養親族等の数に加える人数 【控除の種類と額】 年末調整の際に、適用を受ける控除			給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与収入だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	38万円以下 (103万円以下)	扶養親族等の数	1	0	0	0
		控除の種類と額	配偶者 38万円	配偶者 26万円	配偶者 13万円	無し
	配偶者が 障害者	扶養親族等の数	2(配+障)	1(障)	1(障)	1(障)
		控除の種類と額	配偶者 38万円 +障害者	配偶者 26万円 +障害者	配偶者 13万円 +障害者	障害者控除のみ
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	扶養親族等の数	1	0	0	0
		控除の種類と額	配偶者特別 38万円	配偶者特別 26万円	配偶者特別 13万円	無し
	85万円超 123万円以下 (150万円超 2,015,999円以下)	扶養親族等の数	0	0	0	0
		控除の種類と額	配偶者特別 36万円～3万円	配偶者特別 24万円～2万円	配偶者特別 12万円～1万円	無し

源泉控除対象配偶者

配偶者特別控除の対象者

控除対象配偶者

同一生計配偶者

ポイント

「給与を計算するシステム」に「源泉控除対象配偶者」の区分が必要になります。また、その判断には、従業員の所得金額も必要になります。例えば、1月給与からは、従業員の前年の所得金額を目安に「源泉控除対象配偶者」を判断することも、一つの方法です。

平成30年分より「扶養控除等申告書」の様式が変わります

- 平成30年分から「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載事項が、一部変更になります。

区分	平成29年分まで	平成30年分より	記載する内容
	名称	名称	
A	控除対象配偶者	源泉控除対象配偶者	源泉控除対象配偶者 に該当する場合に記載
C 障害者	控除対象配偶者	同一生計配偶者	同一生計配偶者 が「障害者」に該当する場合に記載

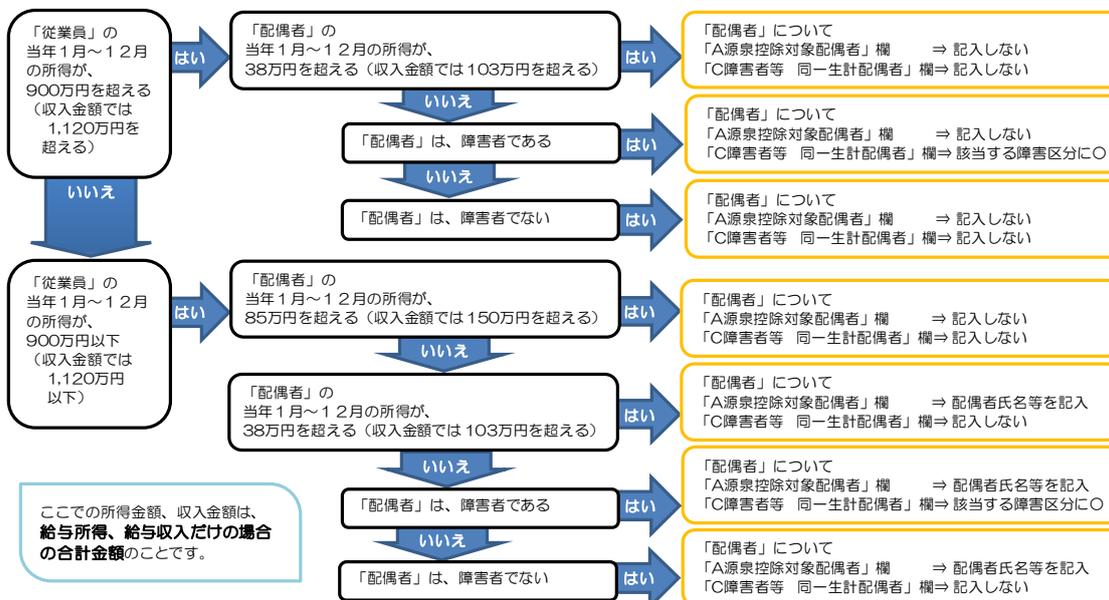
平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

源泉控除対象配偶者(注1)

同一生計配偶者(注2)

扶養控除等申告書

- 「扶養控除等申告書」の「配偶者」の記載は、次のような判断になります。



ポイント

配偶者控除の税制改正に伴い、記入内容が変更になることを、従業員へお知らせしましょう。また、税務署の申告用紙を使用せず、独自で申告書を作成している会社は、様式の変更が必要です。

給与計算の基本となる考え方などを取り上げてご紹介します。

「基準内（外）賃金」と「割増賃金の基礎となる賃金」

「割増賃金の基礎となる賃金」を区分する名称のひとつに「基準内（外）賃金」があります。定義や法律上の定めは、どのようになっているのでしょうか。

「基準内賃金」「基準外賃金」の定義とは？

- 法律上の用語ではないため、会社によって定義は異なります。なお、多くの場合、
 - ・ 基準内賃金 所定労働時間の労働に対する賃金
 - ・ 基準外賃金 所定労働時間を超えた労働に対する賃金（時間外手当など）
 と定義し、「基準内賃金」を「割増賃金の基礎となる賃金」として用いています。
- 「割増賃金の基礎となる賃金」は、労働基準法により、その賃金項目に定めがあり、厚労省から、除外できる（できない）手当の定義が具体的に示されています。

「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる（できない）手当

- 月給制の場合、各種手当も含めた月給から1時間当たりの賃金額を算出します。このとき、以下の①～⑦は、個人的事情に基づく支給であることなどにより、厚労省が『「割増賃金の基礎となる賃金」から除外することができる』としています。

- | | |
|----------|-----------------------|
| ① 家族手当 | ⑤ 住宅手当 |
| ② 通勤手当 | ⑥ 臨時に支払われた賃金 |
| ③ 別居手当 | ⑦ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 |
| ④ 子女教育手当 | |

なお、これらに該当しない賃金はすべて「割増賃金の基礎となる賃金」になります。

- また、前述のうち、①～⑤は、このような名称であれば、すべて除外できるというわけではなく、特に、家族手当、通勤手当、住宅手当は、具体的範囲が例示されています。

	除外できる	除外できない
① 家族手当	扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給	扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給
② 通勤手当	通勤に要した費用に応じて支給	通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給
⑤ 住宅手当	住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給	住宅の形態ごとに一律に定額で支給

ポイント

家族手当、通勤手当、住宅手当などの制度を変更するときには、「割増賃金の基礎となる賃金」に該当するか否かも併せて確認しましょう。

マイナンバーの安全管理措置などから取り上げてご紹介します。

マイナンバーを含むデータにはパスワードをつけましょう

マイナンバーを含むデータ（特定個人情報等）を記録した CD-ROM などの電子媒体や書類などを持ち出すことは、給与の業務を行う上では避けられません。漏えいなどの防止のために、どのような対応が求められているのでしょうか。

なぜ、パスワードの設定などの対応が必要なのでしょうか

- 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の中で、マイナンバー（個人番号）を含むデータを、CD-ROM などの電子媒体や書類で持ち出しする際には、紛失・盗難などの防止のために「安全な手段や方法を講ずる」ことが求められています。

データなどの「持ち出し」には、どのような対応が必要でしょうか

- 「持ち出し」とは、マイナンバーを含むデータを、取り扱う区域（管理区域・取扱区域）の外へ移動させることをいいます。よって、事業所内であっても、「取扱う区域からの持ち出し」であれば、紛失・盗難などに留意しなければなりません。
- 容易にマイナンバーが判明しないための対応、追跡ができる移動手段の利用などが必要になります。具体例としては、パスワードの設定や、鍵のかかるケースでの搬送などが挙げられます。
- 行政機関への提出は、行政機関が指定する提出方法に従いましょう。

ポイント

例えば、Eメールで送る場合は、パスワードを設定し、郵送の場合は、書留などを利用しましょう。
また、パスワードは、簡単に中の情報を閲覧できないように、第三者が分かりにくいものを設定しましょう。

マイナンバーを含むデータの適切な削除（廃棄）も必要です

- マイナンバーを含むデータやそれを記録した CD-ROM などは、法令等において定められている保存期間等を過ぎれば、できるだけ速やかに、復元できない手段で、削除または廃棄する必要があります。
- マイナンバーを含むデータを削除したとき、または、それを記録した CD-ROM などを廃棄したときは、削除や廃棄したことを記録し、その記録を保存しなければなりません。

ポイント

マイナンバーを含むデータについて、いつ削除または廃棄しなければいけないかを、台帳に纏めるなどして、把握できるようにしておきましょう。

ご清覧いただきまして、ありがとうございます。ご希望の内容などございましたら、貴社の給与計算業務を受託しております弊社担当者まで是非お申し付けください。
なお、当記事は、2017年10月時点で公表されている制度内容等を基に作成しています。
<編集担当：パーソネルサービス部 第二業務グループ>